



# 議会だより

第99号

平成19年12月1日

編集・発行

議会だより編集委員会

電話(22)0612

富士吉田市議会事務局

<http://www.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/div/gikai/html/index.html>



台風9号の接近のため、災害対策本部を設置したことに伴い、9月定例会の初日の議会運営は全員の議員が防災服着用での議会を行った。

## - 9月定例会 -

日程	内容
9月7日	本会議 会期の決定 議案の提出と説明 議案の委員会付託 議案の採決(即決)
12日	本会議 河口木無山外六字恩賜県有財産保護組合議員の選挙 市政一般質問
18・20・21日	決算特別委員会 付託議案の審査
25日	総務経済委員会 付託議案の審査
26日	文教厚生委員会 付託議案の審査
10月1日	本会議 各委員長からの報告 議案の追加提案 各議案の採決 意見書の提出 決議書の提出 選挙管理委員及び同補充員の選挙 (閉会)

### 編集委員会

九月の定例会において、編集委員の交替がありました。今後とも、議会活動を市民の皆様にご理解いただくとともに、努力をまいりますので、よろしくお願いたします。

委員長 宮下 正男  
委員 奥脇 和一  
宮下 豊  
佐藤みどり  
渡辺 孝夫  
渡辺 利彦

# 決算

## 平成十八年度決算を認定

一般会計歳出総額は百八十一億八千四百八十三万七千八百八十円

平成十八年九月定例会は、九月七日開会され、二十五日間の会期を終えて十月二日に閉会しました。

この定例会では、審議に先立ち、決算特別委員会の委員を選任、委員会が構成されました。

議案は、平成十八年度一般会計及び特別会計歳入歳出、市立病院事業会計、水道事業会計の三件の決算認定などのほか、一般会計における継続費精算報告書一件、補正予算二件、条例の制定二件、定款の一部変更一件、財産の取得一件、民事調停の申立て二件、人事案件一件など合計十二の市長提出議案を審議し、すべて認定、可決、同意しました。

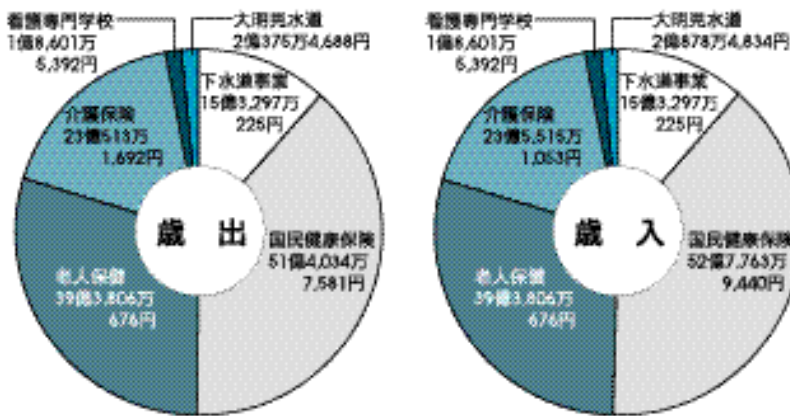
また、議員提案による意見書一件、決議一件が可決されました。

さらに、河口木無山外六字恩賜県有財産保護組合議会議員、富士吉田市選挙管理委員及び同補充員の選挙が行われました。市政に対する一般質問は、四人の議員が行い、執行者の考えをただしました。

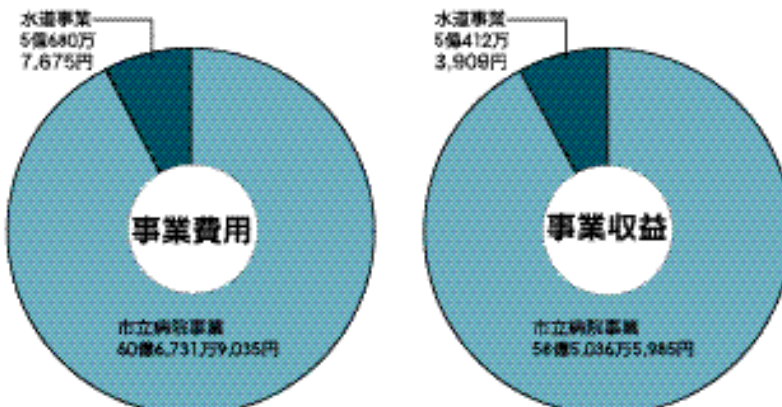
### 一般会計



### 特別会計



### 事業会計



## 上程案件一覧表

- (報告)
  - ・ 継続費精算報告書(平成18年度富士吉田市一般会計予算)
- (認定)
  - ・ 平成18年度富士吉田市一般会計及び特別会計歳入歳出決算
  - ・ 平成18年度富士吉田市立病院事業会計決算
  - ・ 平成18年度富士吉田市水道事業会計決算
- (補正予算)
  - ・ 平成19年度富士吉田市一般会計補正予算(第2号)
  - ・ 平成19年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- (条例の制定)
  - ・ 郵政民営化法等の施行の伴う関係法律の整備等に関する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例
  - ・ 富士吉田市立明見湖公園の設置及び管理に関する条例
- (定款の一部変更)
  - ・ 富士吉田市土地開発公社定款
- (その他)
  - ・ 財産の取得
  - ・ 民事調停の申立て2件
- (人事)
  - ・ 人権擁護委員の推選
- (意見書)
  - ・ 日豪EPA交渉に関する意見書
- (決議)
  - ・ 暴力団追放に関する決議
- (選挙)
  - ・ 河口木無山外六字恩賜県有財産保護組合議会議員
  - ・ 富士吉田市選挙管理委員及び同補充員

# 委員会の審査から

## 決算特別委員会

平成十八年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算、市立病院事業会計決算、水道事業会計決算を審査するにあたって、次の十一名の議員による決算特別委員会を設置され、審査が行われました。

- 委員長 渡辺孝夫
- 副委員長 渡辺幸寿
- 委員 松野貞雄 渡辺嘉男
- 委員 太田利政 渡辺忠義
- 佐藤みどり 戸田 元
- 秋山晃一 勝俣米治
- 横山勇志

審査にあたっては、提出のあった予算の執行実績及び主要施策の成果報告書を参考として、予算が公正・適法かつ能率的、合理的に執行されているかどうか、その結果どのような行政効果を上げたか、また、その施策が住民福祉の向上に適合したものであったか、財政事情についてはどうであるかなどを重点に詳細に審査しました。

### 一般会計決算認定

平成十八年度の一般会計決算は、予算現額百九十七億五千七百七十八万七千六百二十二円に対し、収入済額は百八十七億二千六百八十六万二千七百円、支出済額は百八十一億八千四百八十三万七千八百十円で、歳入歳出差引残額は五億四千二百一十三千二百七円となり、継続費繰越額及び繰越明許費繰越額八千二百一十一万七千六百二十八円を差し引くと、実質収支額は四億五千九百九十九万五千三百九十九円となっており、前年度に比較して二百十六万四千二百五十四円の増となっておりあります。

実質収支額のうち二億五千万円は財政調整基金へ積立て、二億九百九十九万五千三百九十九円が翌年度へ繰り越されており、なお、審査の中で、市税については、収納対

# 委員会の 審査から

策として十九年度から県の職員三名が派遣されているが、十八年度は十七年度より収納率が下がっている状況であり、税の公平性からしても収納率の向上並びに不納欠損額及び収入未済額の減に繋がるようより一層努力すべきであるとの意見がありました。

また、市税の中で最も増収が見込める法人税については、その対策に努力すべきであるとの意見がありました。

農林水産業費補助金については、県の補助金を得て鳥獣害対策を行っているが、農家の自己防衛に對し、助成対策を講ずるべきであるとの意見がありました。

選挙費については、地方経済が低迷している中で、職員手当は割高であり、検討すべきである。また、投票所の開設にあたっては、高齢者等が投票しやすい環境や臨時駐車場等に配慮し、投票率の向上を図るべきであるとの意見がありました。

住基カードについて

は、住民サービスの観点から、利用率の向上を図るべきであるとの意見がありました。

福祉タクシー利用料金助成事業については、利用者の拡大や利用率の向上に努力すべきであるとの意見がありました。

民生費の扶助費については、その予算の性格からして、適正な執行を行うべきであるとの意見がありました。

子育てふれあい事業については、予算の増額が必要であり、今まで以上に事業の拡大を図るべきであるとの意見がありました。

生活保護費については、申請主義を重視するべきであるとの意見がありました。

中小企業等への融資幹旋、利子補給事業については、対象者の実態を把握し、適正な予算編成をすべきであるとの意見がありました。

案内人登録事業については、より良い観光地づくりのために、ボランティア等の育成、活用を図

るべきであるとの意見がありました。

観光宣伝事業については、吉田のつとん等をメディアを通じて宣伝し、富士吉田市の名前を全国に発信すべきであるとの意見がありました。

企業立地促進事業については、市内の雇用が少ない状況であるので、要綱を見直す中で正規雇用を増やすべきであるとの意見がありました。

諏訪の森公園については、芝の管理に重点を置いた運営を行うべきであるとの指摘がありました。

御師外川家住宅については、改修工事も終了しており、世界文化遺産候補の施設でもあることから、公開に向けて努力されたい。また、その際、費用対効果の出るような運営を行うべきであり、御師の家の保存に對し観光面での効果を含め、検討すべきであるとの意見がありました。

体育協会への補助金については、財政が厳しい状況であるので、見直し

を行うべきである。また、市民体育施設の指定管理者制度については、当初の目的にあった運営を行うべきであり、検討した結果を二十年度予算に反映すべきであるとの意見がありました。

決算全体については、不用額からして増額補正、流用の必要性のないケースもあるので、予算額と精査して対応すべきであるとの指摘がありました。

総括質疑において、指定管理者制度の目的のひとつでもある経費の削減に努力すべきであるとの意見がありました。

また、予算については、恩賜林組合からの補助金を含め、本市の特殊性を生かした弾力性のある編成を行うべきであるとの意見がありました。

新年度予算においては、健全財政のために財源の確保、歳出の抑制、補助金の削減、指定管理者制度の目的にあった効果の出るような運営を行うべきであるとの指摘がありました。

また、本町地域など普及促進に市を挙げて取り組むべきであるとの意見がありました。流域下水道維持管理負担金については、加入市町村の負担の軽減に繋がるような努力をすべきであるとの指摘がありました。

特別会計決算認定

下水道事業、国民健康保険、老人保健、介護保険、介護予防支援、看護専門学校、大明見水道、合計七特別会計決算の審査は、関係法令に従い、能率的、合理的に予算が執行されているかどうかを主眼に審査が行われ、それぞれ認定すべきものと決しました。

なお、審査の中で、下水道事業特別会計については、起債の償還に對し、高金利などへの対応を図り、起債残高を減らすべきであるとの指摘がありました。

また、本町地域など普及促進に市を挙げて取り組むべきであるとの意見がありました。流域下水道維持管理負担金については、加入市町村の負担の軽減に繋がるような努力をすべきであるとの指摘がありました。

国民健康保険特別会計については、国保制度は相互扶助であるとの観点から、国民保険短期被保険者証については、納付額の基準を上げるなど滞



# 委員会の 審査から

納者を減らす方法で交付すべきである。また、納付しやすい納期の設定も検討すべきであるとの意見がありました。さらに、国保税の納付免除などの制度について、市民に周知徹底を図るべきであるとの意見がありました。

## 市立病院事業会計

### 決算認定

審査にあたっては予算執行の実績を示す決算報告書等の関係諸表を参考として、病院事業が地方公営企業の関係法規に従い、経済的かつ合理的に執行されているかどうかを主眼として審査しました。

その結果、当年度の収益的収入及び支出では、事業収益五十八億五千三十六万五千九百八十五円、事業費用六十億六千七百三十一万九千三百三十五円で、消費税の影響を除くと二億九千八百四万八千五百六十四円の当年度

純損失が計上され、前年度との対比では、収益が二、四％、一億三千四百七十六万八千二百二十四円の増、費用で四、九％、二億八千四百八十三万六千五百四十四円の増となっております。

また、資本的収入及び支出では、収入額二億千三百三十六万九千九百円、支出額二億九千六百八十万五千三百六十九円で収支不足額八千三百四十三万六千三百六十九円は、過年度分損益勘定留保資金、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しております。

急速な少子高齢化への進展に伴い、地域医療に対する住民ニーズはますます多様化・専門化しております。このよつな中、市立病院では、住民ニーズの高い、高度医療、小児医療、周産期医療等の充実を図るなど富士北麓及び東部地域医療圏の基幹病院として地域医療サービスの向上に取り組んでおります。加えて、大規模災害時の救急医療の

拠点である災害拠点病院として、また、当地域において質の高いがん医療が受けられるよう厚生労働省から地域がん診療連携拠点病院の指定を受けるなど、地域医療においてその使命と役割を果たしております。

このような状況の中、次世代オーダリングシステムの構築や経営の健全化に取り組むなど患者の満足度向上を目指し、思いやり、信頼、安心の病院づくりに向け鋭意努力しており、原案のとおり認定すべきものと決しました。

水道事業会計決算認定  
審査にあたっては、事業業務が経済的かつ合理的に執行されているかどうかを主眼として審査しました。

その結果、当年度の収益的収入及び支出では、事業収益五億四百二十二万三千九百九十九円、事業費用五億六千八百七十七万七千五百円で、消費税の影響を除くと八百三十一万九千九百七十六円の当年

度純損失となっており、前年度に比べ収益で四、一％、二千五百五十九万三百九十七円、費用で二、六％、千三百三十万八千九百七十六円の減となっております。

また、資本的収入及び支出では、収入額一億六千八百九十八万七千七百九十八円、支出額三億四千八百四十八万六千八百四十八円で、収支不足額一億七千九百五十万五千五

十円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金で補填しております。  
飲料水の安定供給と有効率の向上を図るため、配水管の拡張、老朽管布設替、下水道関連工事、消火栓の設置などを行っており、原案のとおり認定すべきものと決しました。

## 総務経済委員会

委員長 加々美宝  
副委員長 渡辺幸寿

委員 松野貞雄 奥脇和一  
渡辺信隆 佐藤みどり

勝俣米治

社定款の一部変更について  
平成十九年度富士吉田市一般会計補正予算(第一号)

### 審議案件

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について  
富士吉田市土地開発公

### 審議結果

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定でありまして、郵政民営化法等の施行に伴

# 委員会の 審査から

う関係法律の整備等に  
関する法律の施行等に  
伴い、関係する条例に  
ついて、「郵便貯金」  
を削るなど、所要の改  
正を行うため、制定す  
るものであり、妥当と  
認められますので、原  
案のとおり可決すべき  
ものと決しました。

富士吉田市土地開発  
公社定款の一部変更で  
ありまして、郵政民営  
化法等の施行に伴う関  
係法律の整備等に關  
する法律の施行等に伴  
い、所要の改正を行う  
ものであり、公有地の  
拡大の推進に関する法  
律第十四条第一項の規  
定により議会の議決を  
要するものであり、妥  
当と認められますので  
、原案のとおり可決  
すべきものと決しまし  
た。

ます。

歳入では、前年度繰  
越金五千五百九十万七  
千円、県支出金八百七  
十九万三千円等を増額  
するものであります。

歳出では、生活保護  
総務費千六百七十六万  
四千円、観光費千四百  
二十万円、商工業振興  
費千八百八十三万円等  
を増額するものであり、  
妥当と認められますの  
で、原案のとおり可決  
すべきものと決しまし  
た。

なお、審査の中で、  
補正予算については、  
補正の内容、理由など  
を十分理解できるよう  
説明すべきであるとの  
要望がありました。明  
見湖公園については、  
利用者の利便性から駐  
車場の確保を行うべき  
であるとの意見があり  
ました。また、自然を  
大切にした環境保全の  
ための施設整備を行う  
という当初の説明から  
すると一貫性の無い答  
弁であるとの指摘があ  
りました。

県営中山間地域総合

整備事業「富士吉田北  
部」については、農道  
整備、圃場整備を行う  
事業であるが、国道一  
三九号の渋滞緩和のた  
めにも役立つので早期  
完成するよう要望があ  
りました。

商店街活性化事業に  
ついては、空店舗の状  
況や駐車場などの実態  
調査を行い、実施すべ  
きであるとの意見があ  
りました。また、県が

らの補助金ありきで事  
業を実施するのではな  
く、本市の活性化のた  
めに必要な事業のひと  
つであるので、自らが  
初予算に計上し、実施  
すべきであるとの意見  
がありました。また、  
空店舗の改修費、家賃  
補助については、三年  
程度以上継続できる事  
業者に限定すべきであ  
るとの意見がありまし  
た。

## 文教厚生委員会

- 委員長 渡辺利彦  
副委員長 及川三郎  
委員 勝俣 進 渡辺孝夫  
宮下正男 戸田 元  
秋山晃一

審議結果  
富士吉田市立明見湖  
公園の設置及び管理に  
関する条例の制定であ  
りまして、自然環境の  
保全及び市民が自然の  
大切さや雄大さを体験  
する施設として整備を  
進めて参りました明見  
湖公園の完成に伴い、  
施設の名称及び位置、  
使用の許可等、所要の  
規定の整備を行うもの  
であり、妥当と認めら

審議案件  
富士吉田市立明見湖公  
園の設置及び管理に關  
する条例の制定につい  
て

平成十九年度富士吉  
田市介護保険特別会計  
補正予算第二号

れまですので、原案のと  
おり可決すべきものと  
決しました。

なお、審査の中で、  
明見湖公園の管理につ  
いては、公園の性格上、  
地元と協議の上、早急  
に指定管理者制度に移  
行すべきであるとの意  
見がありました。

また、地域活性化及  
びこの施設が学習施設  
であること、また、良  
好な環境の保全の観点  
から、湖周辺には駐車  
させずに、離れた場所  
でもよいので大型等が  
駐車できるスペースを  
確保すべきであるとの  
指摘がありました。

また、水辺の施設で  
あるので、子供等の水  
の事故が無いよう最善  
を期すべきであるとの  
指摘がありました。

また、体験工房の利  
用時間、使用料の区分  
については、早急に実  
態に合った条例改正を  
行うべきであるとの意  
見がありました。

# 9月市政 一般質問

九月十二日日本会議において、次の議員により一般質問が行われました。要旨は次のとおりです。なお、全文については、次期定例会（十二月）より、市立図書館において閲覧できます。

（質問順）

秋山晃一 議員

佐藤みどり 議員

及川三郎 議員

松野貞雄 議員



秋山晃一 議員

## 住民の声を聞くことについて

「一回目の質問」

市政の推進にあたってはこれまでの経緯も踏まえ、関係者から知恵を集め要望を聴き、本当に市民の要求の強いものを政策化していくような取組みの積み重ねが重要である。そこで、早期に関係者からの知恵と要求を汲み取るための目に見える形での取組みが必要と考えるが市長の考えを伺う。

従来は、地域ごとの市政懇話会などが行われて

とが、富士吉田市を変えることだと思いが、市長の考えを伺う。

「一回目の市長答弁」

私は、市政運営の基本的な考え方、要求実現型行政から脱却し、市民中心主義への転換が富士吉田市を変えていくことを掲げている。この市民中心主義は、市民の声を聴くことである。

まず手始めとして、市内小・中学校へお伺いをし、教育関係者の皆様から、教育現場の実情や問題点などをお聴きした。

さらには、富士吉田医師会の先生方と意見交換を行うとともに、過日は、命の大国ネットワーク主催の食育フェスタに参加し、関係者から貴重な御意見をいただいたところでもある。

農業後継者、食肉関係者、企業の若手経営者等

地域や世代を超えた皆様と意見交換をする中で、本市が抱えている諸課題に対して御意見・御提言をいただいております。市政に反映すべきであると判断したものは、実現に向

け努力して参りたいと考えている。

私は、市長就任時から、可能な限りあらゆること

ろにお邪魔させていただいており、市民の生の声をより多く聴く機会を設けることにより、福祉医療分野はもとより、個性あふれる事業の推進、コミニニの再生を促す地域内分権の実現など、市民のニーズに対応した市政運営ができるものと考えている。

「二回目の質問」

市長は、広く市民の声を聴くことが必要であり、市民の生の声の中から市政に反映すべきものと判断したものは、実現に努力すると答えている。ところがそれは、要求実現型行政からの脱却だと言われる。「要求実現型行政」とはどのようなものか私の言うトップダウン方式など、市民の要求や願いとは別のところから政策が

決定される市政運営と同じ部分があるのか、再度市長の考えを伺う。

「二回目の市長答弁」

私は、「要求実現型行政」は、ある一部の方たちの要求が市政に反映されてきたのではないかと、いう経緯を表した言葉として用いてきた。このことから脱却が、市民中心主義であり、市民の様々な御意見を真摯な議論と検討を経て、市政に反映させていくべきであると考えている。

秋山議員の、多数の市民の要求を反映させた市政が行政のあるべき姿という考え方と相通するものがある。

一部の方たちが要求する市政から脱却し、市民中心主義をベースに御意見をじっくりと咀嚼し、最終的に私自身が決断し、実現に向け努力していくことが、私に課せられた使命である。

## 国民健康保険について

「一回目の質問」

国保調整交付金の過大

交付分の返還問題で、調整基金からの返還を検討



# 9月市政 一般質問

しているようだが、調整基金は医療費の想定を上回る増加に備えるためと

ると考えるが、市長の考えを伺う。

が過大に交付を受けたもので、本市の国民健康保険特別会計から返還すべきである。

慎重な考えを示しながら、今回は、基金から一億七千万円を出すと決められた。そこに至るまでの経緯、考え方は市民に十分納得がいくよう説明する責任がある。重ねて、国民健康保険基金で返還することになったことについて、説明願いたい。

答弁を求める。

【二回目の市長答弁】

国民健康保険財政調整基金の取崩しによる財源

というのが従来執行者の考えであり、今回の過大交付の原因は県の過失であることから、国保会計に影響の少ない方法として、県が創設する無利子貸付制度を利用すること、さらには、償還期限の延長、また返還金額の半額を支援することも県に求めているかと考えるが、市長の考えを伺う。

国民健康保険財政調整交付金の過大交付分を返還することについては、本市は県の概算で一億七千万円余りの返還金を求められており、対応は、国民健康保険税の引き上げではなく、国民健康保険財政調整基金の取崩しによる返還を考えている。

次に、国民健康保険短期被保険者証の有効期間については、現在、滞納世帯の状況や納付相談などを行う中で、一ヶ月から六ヶ月までの弾力的な運用を行っており、今後も、納付相談や納付指導により、収納率の向上につなげ、利用者が有効期間に見合った分納により、生活面の支援をも考慮しての運用を図って参る。

県からの半額支援は求めないとの答弁だが、各自治体の国保会計が困難な中、県へは一般的に言っても国保税軽減のための財政支援を求めるべきであり、ましてや今回の原因は県にあるのだから、財政支援を求めるべきだと考える。全く支援を求める考えが無いのか、答弁を求める。

国民健康保険財政調整基金の取崩しによる財源

六ヶ月の短期保険証を発行しているところもあり、それぞれの状況に応じて短期保険証の交付を行うべきと考えるが、市長の考えを伺う。

さらに、県が行う無利子貸付制度を利用した場合も、貸付金償還の財源は基金の取崩し、若しくは、税率の引上げで賄うことになり、一般会計からの財源繰入は適切な会計処理でない。

次に、国民健康保険税の納付については、国民健康保険税が極端に増加した世帯については、税率改定を行っていないので所得金額などの増加に伴うものと思われる。いずれにしても、きめ細かい納税相談を行い、分納により対応して参りたい。

また、納期の拡大については、現在検討中である。

また、国民健康保険税

また、返還金の山梨県半額支援については、あくまでも誤りにより本市

また、国民健康保険税

また、国民健康保険税

また、国民健康保険税

また、国民健康保険税

また、国民健康保険税

また、国民健康保険税

また、国民健康保険税

また、国民健康保険税

また、国民健康保険税

また、国民健康保険税

また、国民健康保険税

また、国民健康保険税

また、国民健康保険税

また、国民健康保険税

また、国民健康保険税

また、国民健康保険税

また、国民健康保険税

また、国民健康保険税

また、国民健康保険税

また、国民健康保険税

また、国民健康保険税

また、国民健康保険税

また、国民健康保険税

また、国民健康保険税

また、国民健康保険税

また、国民健康保険税

また、国民健康保険税

また、国民健康保険税

また、国民健康保険税



の減額や免除についての説明については、富士吉田市国民健康保険税条例の中には、総所得金額や土地・家屋などの評価額である資産が一定基準以下の世帯については、国民健康保険税が減額されることが明文化されており、担当課にて課税時や随時の納税相談で説明や

対応を行っている。さらには、災害その他の事由があると認められる場合についても、国民健康保険税の減免等の説明や対応を行っている。国民健康保険税における適正な賦課と納税し易い環境づくりは、行政の責務であると認識している。



佐藤みどり議員

環境問題について

「一回目の質問」

世界に誇る美しい自然と文化を守り後世に継承していくこと、安心して暮らせる環境整備を行うことが今の私たちに課せられた責務であるが、環境問題は非常に幅広く、富士山を中心とした自然保護、文化的景観を生かした街づくり、街路樹や花いっぱい運動による美しい街並み形成、自然エネルギーの導入・省エネ推進による地球温暖

化対策、環境教育等、市民、業者と協働で推進しなければならぬことばかりである。将来の富士吉田市のため、また地球全体の視野に立つて、市長としての環境に対する取り組みと決意を聞かせてほしい。

平成十七年三月に策定された「富士吉田市環境基本計画」は、平成二十五年までの八年間が計画期間となっており、その中間見直しが来年度で

あるが、具体的に推進している様子が伺えない。これは、市民代表者による「ふじよしだ環境市民会議」で具体的な取り組みについての意見が出され、それらを「富士吉田市環境審議会」が取りまとめて、市長に答申したものであるが、特にゴミ減量に関わる「指定ゴミ袋の使用」については、近隣市町村でもすでに使用しており、早急に対処すべき問題であると思う。その結果についてまだ聞いていないが、市長はどのような考えでいるのか何う。

ゴミの分別と回収方法については、紙類・ダンボール・ペットボトル等は、自治会を中心に月一回の回収となっているが、これらも缶・ビンと同様に身近なステーションで回収できる方法を検討していただくことで、ゴミは半減し、循環型社会へより貢献できると思う。資源ゴミのリサイクルと回収方法の改善について考えを伺う。

環境美化センターの焼

却炉は、八十五トンのものを二機使用しているが、ゴミの焼却量は一日平均百トンあまりと聞いている。建設からすでに五年経過しようとしているが、財政面からもゴミの減量計画と合わせ、量に見合った建替え計画を早い時期から検討していくべきであると思うが、市長の考えを伺う。

「一回目の市長答弁」  
市長としての環境に対する取り組みと決意については、これまで私たちが求めてきた便利で快適なくらには、環境負荷を増大させ、地域や富士山における環境への影響のみならず、地球温暖化、オゾン層の破壊、森林の減少等、地球環境を脅かすまでに至っている。

私は、環境問題が一人ひとりの暮らしや社会から起きていることを認識していただき、これらを行政はもとより住民自身の手で解決していく努力が求められていると考えている。そして、本市の優れた自然の恵みを受用することができるよう良

好で快適な環境を保全するとともに、世界に誇る富士山の多様性に富んだ自然環境や文化を守り、将来の世代に継承していかねければならないと考えている。

こうしたことから、本市においては「富士吉田市環境基本計画」を策定し、環境面における本市の将来像を『未来にこそ美しい富士の里』として、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進している。

環境における取り組みとして、市民の啓発を図るための環境フェスティバルを開催し、市民の皆様が地球温暖化の現状やエコ対策について学んでいただいております。また、まちをきれいにする運動を推進するため、自治会や公共施設への花の苗の配布や清掃活動の支援などを行っています。

さらには、自然エネルギーの利用を促進するため、一般家庭での太陽熱温水器や太陽光発電システムの設置費用に対する

# 9月市政 一般質問

助成制度を設け、学校などの公共施設においては、環境教育・環境学習の一環として太陽光発電システムの導入を推進している。また、坂の多い本市の地形的特徴を活かした水力発電の導入についての検討も進めている。

次に、指定ごみ袋の使用については、本市では、富士吉田市環境審議会及び富士吉田市廃棄物減量等推進審議会等からごみ減量や市指定のごみ袋の導入等に対する御提言や御意見等をいただいた。

これらの御意見等を尊重する中で、ごみの減量化等についての具体的な実施方法などの検討を重ねてきたが、ごみの減量負担の公平性等の観点から市指定のごみ袋の導入によるごみの有料化については、平成二十年七月を目途に実施したいと考えている。

次に、ごみの分別と資源ごみの回収方法については、本市では身近なごみステーションを利用し

て平成十四年度よりビン、カン及び不燃物のコンテナ回収を実施しているが、今後は、ごみステーションでの資源回収の強化を図るとともに、ごみの有料化なども取り入れた新たな施策を展開して参る。

次に、ごみ処理施設建替え計画の早期検討については、現在の施設を有効に活用する中で、県が進めている「山梨県ごみ処理広域化計画」に基づく県内を三ブロックに分けた施設の建設計画をも視野に入れ、対応して参る。

## 「二回目の質問」

庁内においては、すでに環境に対しての取り組みが定着してきているが、今後は住民と協働で地球温暖化の防止を推進していくことを望むものである。その取り組みの一つとして、現在すでに設置されている公園や新たに設置する公園については、一切を業者に任せるとはせず、植樹や草取り等の管理を住民参加型に変えていき、少しずつ

住民とともに進めていくのは如何か、市長に伺う。

市民への啓発事業として開催している環境フェスティバルの内容は、年々素晴らしいものになってきているが、年一回の開催では参加者のみとなり、市民全体までは浸透しきれないものと思う。環境問題は、毎日の生活の中で一人ひとりが具体的な目標を持って取り組むことが大切であり、そのためには数値がはっきり表れる環境家計簿を全戸配布して温暖化防止を推進していくことが効果的であると思うが、環境家計簿の利用について市長の考えを伺う。

指定ゴミ袋の使用と有料化の導入によって、市民へ負担感のみを感じさせることがないような価格設定と、ゴミの減量化の意義をしっかりと認識していただくことが大切なことであると思う。また、指定ゴミ袋は家族構成に併せて、大きさも何種類か用意するなど、細かい

配慮がゴミの減量、公平性等の観点からも必要ではないかと思うが市長の考えを伺う。

ゴミステーションでの資源回収の拡大は、指定ゴミ袋の導入時期と併せて実施していくことが望ましいと思う。また、ゴミステーションでは、スペース的に多くの品目の回収が望めないため、ゴミセン等の公共施設の一角に資源ゴミリサイクルステーションを設置し、二十四時間対応を行っていただければ経費も少なく、ゴミの資源化・減量も進み、住民ニーズにも応えられると思う。資源ゴミ回収見直しの時期と資源ゴミリサイクルステーションの設置について市長の考えを伺う。

ゴミ処理施設建替え計画について、県が進めている計画では県内が三ブロック体制になるとしても、本市としての年度別削減計画は、具体的な数値目標を掲げ、推進していったほうがよりベターであると思うが、市長の考えを伺う。

## 「二回目の市長答弁」

環境問題への取り組みの一環としての公園への市民の手による植栽についてであるが、市民の皆様に、公園に限らず身近な公共空間である道路、河川等に愛着を持っていただき、美化活動などの協働によるまちづくりを推進することは、大変重要なことと考えている。

今後、佐藤議員御提言の住民参加による公園づくり、公園管理については、公共施設里親制度の手法を導入するなど、協働によるまちづくりの推進に向けて検討して参りたいと考えている。

次に、環境家計簿については、毎日の生活の中で一人ひとりが具体的な目標を持って地球温暖化対策に取り組むことが私も大切だと認識しており、市民への地球温暖化への啓発として、環境家計簿も一つの方策ではあると考えている。

山梨県で実施している環境家計簿モニターに本市からも参加しているの

で、この結果や効果等を

見極める中で、本市での導入を検討して参りたいと考えている。

次に、指定ごみ袋の使用と有料化については、市民の皆様の御理解と御協力をいただかなければならない事業であると認識している。今後、制度の趣旨等について十分な周知を図って参りたいと考えている。

次に、資源ごみの回収見直しの時期とリサイクルステーションの設置については、まず、資源ごみの回収見直し時期は、ストックヤードの設置や回収方法の検討など、クリアしなければならぬ多くの課題もあり、指定ごみ袋導入時期との同時

実施は困難であるが、できる限り早く実施すべく努力して参る。

また、リサイクルステーションの設置については、公共施設のスペースや構造、さらには自治会とも協議する中で、可能となる施設から実施して参りたいと考えている。

次に、ごみ処理施設建設替え計画とごみの削減の関連については、ごみの削減は既に計画内に目標数値を掲げているので、目標に向けて努力をして参る。その上で、プロック内全体の動向を見極める中で、建替え計画に反映して参りたいと考えている。



及川三郎議員

市町村合併について

「一回目の質問」

これまで、富士北麓の市町村合併について、本市を中心とした北麓市町

村で研究会的組織を立ち上げていたようだが、いつ立上げ、メンバー構成はどうか、何度会議をし、

どのような結果になったか伺う

また、市長は、六月定例会で「究極的には富士北麓の市町村が大同団結すべき」と説明しているが、県の構想には富士北麓に西桂町が入っていない。そこで、西桂町の件も含め、「富士北麓が大同団結すべき」という市長の計画や構想について、伺う。

「一回目の市長答弁」

平成十二年六月に当時の一市二町六村の首長・議長を構成員とする「富士北麓市町村合併研究会」が設置され、以後平成十四年四月までに計五回の市町村合併に向け研究会が開催された。

その結果、平成十五年十一月に富士河口湖町が発足し、さらに平成十八年三月には、上九一色村の一部が富士河口湖町に編入され、現在に至っている。

六月定例会における私の所信において、「北麓の市町村が大同団結すべき」とした点であるが、生活圈などを同じくする

富士五湖広域行政事務組合の構成市町村が将来的には合併を成し遂げるべきであるとする私の基本的な考え方を申し上げたものである。

「二回目の質問」

市長は、近隣町村は将来的な合併の必要性は理解しているものの、現在は、現行の枠組みを望んでいると答弁しているが、議員や住民の中には合併推進派も多くいるということを認識してほしい。

平成十七年の「合併新法」では旧法との違いのひとつに、都道府県知事が市町村合併を目的に市町村の意見を聞いた上で、合併協議会の設置を勧告できると理解している。また、「合併新法」が限時法であることは当然特典があることと思っている。新法の特典を活かせる時間的余裕があれば、活かすべきでないか。

県知事の勧告に至る前に本市がリーダー的な立場で合併協議会設置に向けて、関係市町村に協議

を求めるべきと考える。富士五湖市構想を目的に近隣市町村と合併協議会の設置に対する富士吉田市長としての考え方を伺う。

「二回目の市長答弁」

本市はこれまで、富士北麓地域の主導的役割を担い、あらゆる行政分野において地域全体の振興発展のため、その役割を果たして参った。

これから、こうした圏域のリーダーとしての本市の役割は、地域住民の日常生活圏の広域化の進展に伴い、ますます重要なものになるとともに、今後、行政区域を越えた、地域全体の振興発展が図れるような広域的な発想が求められてくるものと考えている。そのために、これまで以上に主導的役割を果たして参る。

御質問の市町村合併については、周囲の町村には、確かに合併の必要性については、理解を示されている方も多数おられることは認識をしているが、残念ながら、現在のところ住民の総意として



# 9月市政 一般質問

は、形成されていないものと推察をしている。

地域住民の意向は尊重しなければならず、さらに加えて、他村議会における一般質問においも、市町村合併に係る質問に対して、首長は「これまでも同様、合併を推進する状況にない。」旨、答弁されている状況などを踏まえると、現段階にお

## 道州制について

「一回目の質問」

地方制度調査会が示す道州制案には、いずれも山梨県・静岡県を組み合わせた案がない。今後予測される富士山噴火災害や雪しろ、土石流などの災害対策には、富士山全体を一つの行政区域とすべきと考えるが、現時点での道州制についての考え方、そして富士山頂付近で区分けされる道州制の例示について、富士吉田市長としての考え方を伺う。

「一回目の市長答弁」

これまで本市を含めた富士山周辺の静岡県や神

ける本市の果たすべき役割としては、合併新法の特例措置を受けんがための性急な取り組みは避け、周辺市町村の意向を尊重しつつ、他方においては、圏域のリーダーとして、富士北麓地域市町村の大同団結の必要性を説いていく段階であると考えている

奈川県の市町村は連携を深め、その結びつきをより強固にするための様々な取り組みを行っている。

山梨・静岡両県の環富士山七市六町四村による「環富士山火山防災連絡会」の活動が昨年五月には、「環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定」の締結に結びつき、さらに国土交通省の日本風景街道に富士山の周遊道路を線として連携し、また他方では「富士山ナンパー」の実現や「富士山の世界文化遺産登録」に向けての取

り組みや、「富士箱根伊豆交流圏市町村サミット」による連携など、これまで富士山などを核とし、県境を越えたさまざまな取り組みがなされてきた。

したがって、道州制の区域設定に当たっては、必ずしも現在の県境を前提とした区分ではなく、一度、日本列島の都道府県境をすべて白紙にして、それぞれの地域の実情に配慮したきめ細かい視点から新たな区域を設定するなどの検討も必要ではないかと考えている。

「二回目の質問」

地方制度調査会の「道州制のあり方に関する答申」の骨子の中で、「都道府県が実施している事務は大幅に市町村に移譲し、道州は広域事務を担う役割に軸足を移す」とあることから、将来、道州制が実施された場合、市町村の事務量が大幅に増えることになるが、それに対して現時点での市長としての基本的な対応策を伺う。

「二回目の市長答弁」

私は、住民の生活に直結する身近な行政的課題や地域固有の課題などは、国や県が取り扱うべき範囲ではなく、住民に最も身近な市町村が担うべきであると考えている。

このことにより、地域における政策形成過程への住民の参画が拡大されることともに、住民生活における利便性が高まるなど、住民福祉の向上に結

## 富士吉田市消防団について

「一回目の質問」

平成十二年当時、「富士吉田市消防団組織等検討審議会」を立上げ、市消防団の組織等について審議してきたが、その結果、見直しされた点と、現在も検討審議会が存続しているのか、存続しているとするれば、その活動状況を教えてほしい。

「一回目の市長答弁」

見直しされた点については、第一分団と第二分団の統合と団員定員の削減がなされた。また当該

びつく事項については、住民に身近な市町村において当然に処理されていくべきであると考えている。

そのためには、国、県の権限が市町村に大幅に移管される必要があると考えているが、一方で、これに見合っただけの税源も移管されるなど、財政的な裏づけが前提となっはじめて現実的なものになると考えている。

審議会については、平成十四年二月の答申したところにより条例に基づき解散したので現在は存続していない。

「二回目の質問」

市内三十三自治会中、消防団のない七自治会では、大災害時には対応が遅れがちになることが懸念される。分団のない自治会は、直近の分団のある自治会と消防団に關しまず統合して、全ての自治会に配備する必要があるのではないか。

審議会の答申に基づく第一分団と第二分団の統合の経緯や以前からの下宿・中曽根による第四分団等の実績のある地区から多くの意見を参考にし、審議会を再開してはどうか。

当時審議会では、「分団の統合」や「防災体制の充実等」が審議されていたが、基本的に消防団員がすべての自治会に配置分散されることで、自主防災会組織に対する指導が強化され、市内全域が平均的に強い防災力を持てる。さらには、市内全自治会への消防団配備も、先ほどの市町村合併の大事な条件のひとつとも言える。消防団の分団が配備さ

れていない自治会に対する防災体制や「審議会」の再度の立ち上げについて、市長としての考え方を伺う。

「二回目の市長答弁」  
分団が配備されていない自治会に対する防災体制については、自治会を中心に自主防災組織の育成支援、「防災出前講座」による住民への防災意識の啓発等を行っている。特に消防団の未配備地区については、自主防災組織の再構築に取り組みなど、自主防災体制の確立を図っている。  
また審議会の立ち上げについては、自治会連絡協議会及び消防団等と協議を重ね、検討して参りたいと考えている。



松野 貞 雄議員

組織機構と職員人事管理について

「一回目の質問」

前市長は、事業部制導入による組織機構の見直し

しや次長職の設置、予算枠配分方式の採用などの行政改革を行ってきた

が、その結果、浅間公園事業 市民文化エリア 市道赤坂線 特定まちづくり事業 土丸尾地区公園計画など、未だ実施されない事業が山積している。その原因は、部長職の事務量増大、次長制度や管理本部体制が活用されていない、さらには職員間の連携不足や次長職の本来の機能が果たされていないことなどから、議会対応ができないことである。そこで、現在の体制を市民や職員全体に分かりやすい組織に替えるべきと思うが、市長の答弁を願う。

職員もやる気を起こさせるには勤務評定以外の工夫、いわゆる信賞必罰の姿勢が人事管理の基本となる。歴代市長は、常に「適材適所と職場の活性化」と答えているが、単なる「たらい回し異動」を行っており、経験や人間関係での異動に終わっていないかどうか、伺う。  
ある市長は、「幹部職員は知恵を出せ、知恵を出さぬ者は汗を出せ。知恵も汗も出せない者は辞表を出せ。」と言っている。時宜を得た金言と思うが、市長はどう受け止められるか答弁願う。  
本市の場合、具体的にどのような人事評価・管理を行い、どのように人事異動に反映していくのか、市長の答弁を願う。

「一回目の市長答弁」  
地方公共団体の組織機構に課せられた役割は、究極的には地域住民の福祉向上を実現することが大きな使命となっている。そのため、社会情勢の変化に伴う新たな行政課題や市民の皆様様の行政需要の多様化など、さまざま

まな課題に的確に対応していくため、適宜組織機構の見直しを行い、時代に即応できる組織づくりを進めることは、不断の取り組みとしなければならぬと考えている。  
本市が、先に実施した組織機構改革は、このような考え方に基づき、時代の変化や市民の皆様様のニーズに的確に対応するため、少ない職員定数のもとにあっても行政サービスを低下させず、迅速かつ柔軟に対応できる組織機構の確立を目指したものと理解をしている。  
こうした組織機構の改革の可否は、「組織は人なり」という言葉のとおり機構改革の意図する基本的な考え方が広く職員意識改革まで及び、現実的な問題として職員一人ひとりの行動様式を変え得ることができたのか、という問題まで及ぶものと考えている。  
松野議員の御指摘の点については、こうした問題を含め様々な要因が錯綜しているものと考えており、行政組織に完成さ

# 9月市政 一般質問

れた最終形はあり得ないものと認識しているの  
で、より市民の皆様にか  
りやすい組織への見直  
しなど、松野議員御指摘  
の点については、引き続  
き見直しを進め、改善を  
図るなどの対策を講じて  
参る。

次に、職員人事管理に  
ついては、職員一人ひと  
りが問題意識とやる気  
を持ち、様々な課題、諸問  
題に取り組むことが、市  
民サービスの向上につな  
がるものと考えている。

次に、人事異動につい  
ては、異動に際しては、  
自己申告書や所属長のヒ  
アリング、職場状況など  
を勘案する中で、事務事  
業を円滑に遂行できる組  
織体制づくりを基本とし  
ながら、職員一人ひと  
りの個々の能力や資質を向  
上させることも重要であ  
り、それらを総合的に判  
断すべきものであると考  
えている。

次に、訓示については、  
私も市長就任時に、職員  
に対し、市民のための市  
役所という強い意思を持  
ちながら、知恵や工夫を

凝らし、市民に目を向け  
た活力ある富士吉田の実  
現に向けて全力を傾注す  
るよう、訓示を行ったと  
ころである。

次に、人事評価制度に  
ついては、これまで勤務  
評定という形での人事評  
価を行い、昇任や配置替  
え等に反映させてきた  
が、職種・職場が多岐に  
わたること、成果を数字  
に表しにくいという公務  
の特殊性などを勘案する  
と、職員の評価制度には、  
多くの課題があることも  
事実である。

したがって、現在、評  
価基準の設定なども含  
め、制度としての人事評  
価システムの導入に向  
け、鋭意検討しているこ  
ろである。

## 「二回目の質問」

市長は「新たな行政課  
題や市民ニーズの多様化  
に対処するため、適宜、  
組織機構を見直し、時代  
に即応できる組織づくり  
に常に取り組む」旨答弁  
しているが、昨年度の組  
織改革は、市民の行政需  
要に適しておらず、様々  
な課題にも対応できてい

ないのではないかと。再度  
答弁を願う。

市長は「少ない職員定  
数のもとにあっても行政  
サービスの低下させず、  
迅速かつ柔軟に対応でき  
る組織機構の確立を目指  
したものと理解をしてい  
る」と答弁しているが、

浅間公園事業 市民文  
化エリア 市道赤坂線等  
の事業は、組織の欠陥で  
あり、また、上司への報  
告がないこと、次長職の  
機能が果たされていない  
ことなどが原因だと思  
う。仮に組織に問題がな  
いとすれば、担当リーダ  
ーや主幹職の資質や意識  
がかかっているとかわら  
ず、特定地域まちづくり事  
業の電線地中化の変更に  
ついては、このような事  
業をいとも簡単に変更す  
ることが、市長の言われ  
る「行政サービスの低下  
させず、迅速かつ柔軟に  
対応できる組織機構の確  
立を目指す」と言う答弁  
なのか、納得できない。  
答弁書は最終的に市長の  
責任である。行政用語で

はなく、分かりやすく答  
弁を願う。

民間企業では、激しい  
競争の中で自己改革に努  
め、懸命に努力している  
が、職員の中には「先例  
踏襲」「事なかれ」「責任  
逃れ」の傾向が強く、ミ  
スを恐れて、改革や創造  
性のある新しい仕事に挑  
戦する意欲にかけている  
と思うが、答弁を願う。

今、市民の間では職員  
に対する不満が相当  
ある。甲州市では「さわ  
やか接遇マニュアル」を  
作成して、市民をお客と  
捉えた「もてなしの心」  
を持った対応をしてお  
り、本市においても公僕  
としての職員の接遇など  
窓口サービスの向上に努  
めるべきであると思  
うが、答弁願う。

市長は、外部折衝に多  
くの時間を費やしている  
が、定期的に職員と接し、  
職場内の意見や情報交換  
を行い、職員のやる気を  
起こす原動力になるべき  
と思うが、答弁願う。

人事評価制度について  
は、直属の上司が、年に  
数回、行っているようだ

が、それを職員の身分に  
どのように反映させるの  
か。職員には「遅れず、  
休まず、働かず」との批  
判があっても、法律で身  
分保障がされている。任  
命権者の人事管理の甘さ  
が非難される。

私の質問には、ある程  
度前向きな答弁をいただ  
いたが、組織機構の見直  
しと職員の意識改革を、  
市長が先頭に立って進め  
るべきと思うが、答弁を  
願う。

## 「二回目の市長答弁」

組織機構改革実施以  
降、松野議員御指摘のと  
おり、事務事業の遅れや  
電線地中化での内容見直  
しによる計画変更など  
の、事態が生じたことも  
事実である。この原因に  
ついては、組織機構改革  
との因果関係などを含  
め、徹底的に究明するこ  
とが重要であり、今後の  
見直しに結び付けてい  
なければならぬと考  
えている。

一方、今回の組織機構  
改革においては、事務権  
限の委譲に伴う事務処理  
の効率化、事業部制導入



による部内での予算・人事の弾力的な運用、職務階制の明確化などの効果があったものと理解している。

市役所の組織は、職員一人ひとりが、職務上、それぞれに与えられた役割を果たすことにより、本来の使命を達成することが可能になるものと考えている。

また、さらに業務の処理過程で、部長、次長、課長、課長補佐、主幹職等に与えられた役割・職責を十分に果たすことができたのか、あるいは組織機構自体についても改善すべき点はないのかなどについて、点検・見直しを進めていかなければならないと考えている。

次に、公務員としての資質や意識、仕事に対する意欲などについては、職員は、常に市民の目線に信頼され、市民の目線に立って仕事を行うことが基本であり、たとえ小さくとも、まず、それぞれの立場や職務内容に応じた改善行動の第一歩を踏み出すことが改革の実

践につながるものと考えている。

このため、職務に対する責任をより一層明確にするとともに、職員一人ひとりが公務員としての自覚、責任、使命感、問題意識、やる気等を再認識するよう、あらゆる機会を通じて指示して参る。

次に、職員の接遇など窓口サービスについては、市民から親しまれ信頼される市役所にするため、接遇の第一歩となる「あいさつ一声運動」を実施しているところでもあり、この取り組みをさらに確実なものとするため、各職場に接遇リーダー等を設置し、職員一人ひとりがサービスの受け手である市民の立場に立って、真心のこもった、親切で正確、迅速な対応ができるように取り組んで参る。

次に、職員との意見交換等については、私は、市長就任以来、会議ではもちろん、その他の場面においても、私自身の考えや思いを職員に伝えると同時に、職員からも率

直な考え方や意見等を聴いているところである。

次に、組織機構の見直しと、職員の意識改革の推進については、先ほど答弁の中で、組織機構に対する私の基本的な考え方を申し述べたとおり、組織機構には、これだ「完成」とされる形はないものと考えている。したがって、新しい組織が運用してから、その効果的・効果的な活用を図ることと同時に、一方では、新たな視線から当該組織の検証、見直しの作業を始めなければならず、その検証や見直し作業を怠ることは、組織発展への責任放棄であり、こうした組織機構の見直し・改革は行政にとり、永遠に継続されるべき課題であると認識している。

また、職員の意識改革は、職員が仕事をすることで、何の目的意識もなく意識改革がないままに、新しい組織機構の中に位置づけても、その組織が持つ本来の機能を果たせないことは明らかである。組織の中で働く職員

一人ひとりが意識を変え、課題に取り組むことで、組織も生まれ変わり、市役所全体が活性化していくものと考えている。

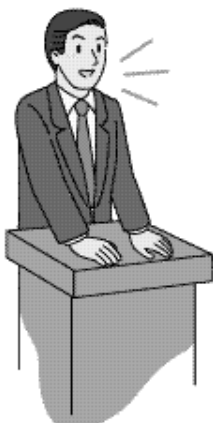
組織機構改革や職員の意識改革については、私も市長として、職員の先頭に立ち、今日求められている組織機構や職員意識のあり方について研究研鑽し、私の政治公約の実現及び市民福祉の向上のため、諸施策を推進して参る。

「三回目の質問」  
公務員の飲酒運転が社会問題となっており、ある自治体では、全職員に

誓約書を掲出させている。幸いにして、本市では飲酒運転をした職員がいないが、市長はこの問題にいかに対処するか、答弁を願う。

「三回目の市長答弁」  
職員の飲酒運転防止については、飲酒運転防止に当たっては、これまで機会あるごとに周知・徹底を図って参ったが、この取り組みをより強化するため、飲酒運転をした場合の懲戒免職などを明確化した処分の指針を制定し、職員の更なる自覚を促し、その徹底を図って参る。

# 議会を傍聴しましょう!!



# 人事案件

## 人権擁護委員

渡辺洋一郎氏（新倉二〇三番地）

## 富士吉田市選挙管理委員の選挙

堀内 久男氏（上吉田四丁目九番三号）

舟久保道男氏（上暮地二丁目八番五号）

岩村 武美氏（小明見三七七番地の二）

乙顔 和之氏（新倉三〇四一番地の七）

## 同補充員の選挙

上村 政子氏（上吉田五丁目五番一九号）

堀内 育男氏（竜ヶ丘二丁目二番四号）

小山田俊夫氏（下吉田五六六九番地の三）

武藤 栄作氏（小明見三三八九番地）

## 河口木無山外六字恩賜県有財産

### 保護組合議会議員の選挙

渡辺 武久氏（新倉七八〇番地の一）

三浦 浅間氏（新倉一四一八番地の五）

滝口 寛氏（上暮地三丁目二番二号）

遠山 明彦氏（上暮地八丁目八番二七号）

9月定例会において、暴力のない明るく住みよい地域社会づくりのために、議員全員による暴力団追放に関する決議を行い、議会を代表して議長が富士吉田警察署長に決議文を手渡した。

## 暴力団追放に関する決議

暴力のない明るく住みよい地域社会づくりは、市民すべての強い願いです。

しかし、暴力団は依然として私たちの日常生活や経済活動に不法に介入し、平穏な日々に必要な脅威と不安を与えています。

私たちは、このように法を無視し、社会秩序を乱す暴力団の存在を許すことは決してできません。

私たちは、ここに決意を新たにして、富士吉田市民憲章にもある平和で明るい地域社会づくりに寄与するため、市民総ぐるみで良識と勇気をもって、次のとおり暴力団追放を表明する。

暴力団を恐れない。  
暴力団に金を出さない。  
暴力団を利用しない。

以上、決議する。

平成19年10月1日 富士吉田市議会



# 議会の動き

## 常任委員会

### 行政視察研修

本市の課題や各種懸案事項について、見識を深め、研鑽を積むべく常任委員会の行政視察研修が実施され、先進地において担当者による研修を受け、さらに現地等を視察するなど、活発な議員の調査活動が行われました。

#### 総務経済委員会

実施日 十月十六日、十八日

研修先 島根県大田市

内容 石見銀山の世界文化遺産について



## 文教厚生委員会

実施日 十月二十二日、二十四日

研修先 島根県大田市

内容 大田市立病院の中核病院としての役割について



## 建設水道委員会

実施日 十月八日、十日

研修先 愛媛県西条市

内容 まちづくり基盤整備事業について



## 文教厚生委員会

### 委員が市内中学校を訪問

市内四校の中学校を訪問し、生徒指導に関する問題について、各中学校長、教頭、生徒指導の先生方と活発な意見交換を行い、現場の声として委員会審議に反映すべき多くの意見を聴きました。

実施日 十月十二日 吉田中学校、

下吉田中学校

十月二十九日 富士見台中

学校、明見中学校





## 議案の処理結果（9月定例会）

議案番号	件名	結果	内容
報告第12号	継続費精算報告書について	報告	平成18年度一般会計予算
議案第58号	平成18年度富士吉田市一般会計及び特別会計予算歳入歳出決算認定について	認定	一般会計及び下水道事業等7特別会計の決算を認定するもの
議案第59号	平成18年度富士吉田市立病院事業会計決算	認定	事業収益58億5,036万5,985円、事業費用60億6,731万9,035円、資本的収入2億1,336万9,000円、同支出額2億9,680万5,369円の決算を認定するもの
議案第60号	平成18年度富士吉田市水道事業会計決算	認定	事業収益5億412万3,909円、事業費用5億680万7,675円、資本的収入1億6,898万1,798円、同支出額3億4,848万6,848円の決算を認定するもの
議案第61号	郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	可決	郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行等に伴い、関係する条例について、「郵便貯金」を削るなど、所要の改正を行うため、制定するもの
議案第62号	富士吉田市立明見湖公園の設置及び管理に関する条例の制定について	可決	自然環境の保全及び市民が自然の大切さや雄大さを体験する施設として整備を進めて参りました明見湖公園の完成に伴い、施設の名称及び位置、使用の許可等、所要の規定の整備を行うもの
議案第63号	富士吉田市土地開発公社定款の一部変更について	可決	郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行等に伴い、所要の改正を行うものであり、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定により議会の議決を要するもの
議案第64号	平成19年度富士吉田市一般会計補正予算（第2号）	可決	歳入歳出にそれぞれ6,722万5,000円を追加し、総額180億1,640万3,000円とするもの
議案第65号	平成19年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算（第2号）	可決	歳入歳出にそれぞれ2,285万2,000円を追加し、総額24億4,934万6,000円とするもの
議案第66号	財産の取得について	可決	富士吉田市消防団第20分団及び第22分団の消防ポンプ車の老朽化に伴い、消防ポンプ車2台の購入について、契約金額4,179万円で、三和防災株式会社富士吉田支店と契約しようとするもの
議案第67号	民事調停の申立てについて	可決	市有地及び本市賃借地の不法占拠問題について、土地の賃借権を有することの確認並びに土地の所有権及び賃借権に基づく土地の明け渡し等の民事調停の申立てでありまして、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を要するもの
議案第68号	民事調停の申立てについて	可決	市有地への建築物不法建築問題について、建物の収去及び土地の明け渡しの民事調停の申立てでありまして、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を要するもの
議案第69号	人権擁護委員の推選について	同意	委員に渡邊洋一郎氏（新倉1203番地）を法務大臣に対し推薦するもの
議案第70号	日豪EPA交渉に関する意見書について	可決	意見書を関係機関に提出するもの
議案第71号	暴力団追放に関する決議について	可決	決議書を関係機関に提出するもの
選挙第6号	河口木無山外六字恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙について	選挙	新倉区域に、渡邊武久氏（新倉780番地の1）、三浦浅間氏（新倉1418番地の5）及び上暮地区に、滝口寛氏（上暮地3丁目2番2号）、遠山明彦氏（上暮地8丁目8番27号）が当選
選挙第7号	富士吉田市選挙管理委員及び同補充員の選挙について	選挙	選挙管理委員に、堀内久男氏（上吉田4丁目9番3号）、舟久保道男氏（上暮地2丁目8番5号）、岩村武美氏（小明見3797番地の2）、乙顔和之氏（新倉3041番地の7）並びに同補充員に、上村政子氏（上吉田5丁目5番19号）、堀内育男氏（竜ヶ丘2丁目2番4号）、小山田俊夫氏（下吉田5669番地の3）、武藤栄作氏（小明見2389番地）が当選